

令和 7 年 6 月 3 0 日

障害福祉部障害者施策課

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 改正対象条例

- ・江東区こども発達センター条例
- ・江東区障害者福祉センター条例
- ・江東区障害者通所支援施設条例
- ・江東区リバーハウス東砂条例

#### (2) 改正の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い生じた引用条項の項ずれを改める。

### 3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

# 別紙

## 江東区こども発達センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 発達センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第<u>18</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 発達センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第<u>19</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>

江東区障害者福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第<u>14</u>項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第<u>18</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第4条～第16条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第<u>15</u>項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第<u>19</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>第4条～第16条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>

江東区障害者通所支援施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第<u>14</u>項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第<u>18</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>第6条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第5条第<u>15</u>項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(3) 法第5条第<u>19</u>項に規定する特定相談支援事業</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>

江東区リバーハウス東砂条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 リバーハウスは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第<u>17</u>項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 リバーハウスは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第<u>18</u>項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条～第14条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>